

令和2年4月30日

(宛先) 部長職者

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る

特別定額給付金等の応援派遣について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小金井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画を踏まえて、各部において対応しているところです。

同計画の「新たに発生する業務(S)」に相当する業務として、特別定額給付金等の業務が生じていることから、令和2年4月28日に開催された第22回新型インフルエンザ等対策本部部会において、各部から応援派遣を実施するものとなりました。

つきましては、下記のとおり、応援派遣について令和2年4月30日中にご回答ください。また、特別定額給付金コールセンター電話対応業務について、令和2年5月1日に説明会を開催しますので、応援派遣対象者の出席をお願いします。

記

1 応援派遣を要する業務及び部署

- (1) 特別定額給付金支給業務 (地域福祉課地域福祉係)
- (2) 特別定額給付金コールセンター電話対応業務 (地域福祉課地域福祉係)
- (3) 市内事業者支援業務 (経済課産業振興係)

2 業務内容、応援派遣人数及び応援派遣期間

- (1) 特別定額給付金支給業務 (地域福祉課地域福祉係)
 - ① 業務内容 事業設計、予算対応、契約事務、給付処理※
※委託業務を除く。
 - ② 応援派遣人数 7人 (企画財政部、総務部、環境部、子ども家庭部、都市整備部、学校教育部、生涯学習部から各1人ずつ)
 - ③ 応援派遣期間 令和2年5月1日から10月31日まで

※途中交代等について応相談

- ④ 備考 地域福祉課では2人が業務に従事
- (2) 特別定額給付金コールセンター電話対応業務（地域福祉課地域福祉係）
- ① 業務内容 特別定額給付金に係る電話対応
- ② 応援派遣人数 1日当たり2交代制で延べ35人
※別紙「特別定額給付金コールセンター配置基準（案）」のとおり。
- ③ 応援派遣期間 5月1日（金） 13：00～17：15（6人）
2日（土） 8：45～13：00（管理職5人）
7日（木） 8：45～13：00（6人）
13：00～17：15（6人）
8日（金） 8：45～13：00（6人）
13：00～17：15（6人）
- ④ 備考 統括支援は地域福祉課職員が行う。
- (3) 市内事業者支援業務（経済課産業振興係）
- ① 業務内容 市内事業者の支援
（施策立案、国や都の制度の案内、事業実施）
- ② 応援派遣人数 2人（市民部、議会事務局から各1人ずつ）
- ③ 応援派遣期間 令和2年5月1日から8月31日まで
- ④ 備考 経済課では2人が業務に従事

3 回答方法

別紙「回答書」に記入の上、令和2年4月30日中に提出してください。

（提出場所）全庁共通-23 健康課-◆新型コロナウイルス

-【応援派遣回答】

（回答方法）ファイル名を部名にして保存してください。

4 特別定額給付金コールセンター電話対応業務説明会

- (1) 対象 応援派遣対象者（特別定額給付金コールセンター電話対応業務）
- (2) 日時 令和2年5月1日（金）
9：30～10：00（対象）5月1日・7日の応援派遣対象者
10：30～11：00（対象）5月2日・8日の応援派遣対象者
- (3) 場所 前原暫定集会施設A会議室

（問合せ先）

新型インフルエンザ等対策本部

行政経営担当 堤 直規（内線2710）

特別定額給付金コールセンター 配置基準 (案)

1 コールセンターの概要

- (1) 開設日時 令和2年5月1日(金)、2日(土)、7日(木)、8日(金)
- (2) 開設時間 9:00~17:00 ※5月2日は9:00~13:00
- (3) 開設場所 前原暫定集会施設B会議室
- (4) 業務内容 FAQに基づく特別定額給付金についての問合せへの対応

2 配置の考え方

- (1) 午前8:45~13:00、午後13:00~17:15の2交代制
- (2) 午前・午後それぞれ電話対応要員6人※、統括支援要員1~2人を配置する。※転送要員1人を含む。
- (3) 電話対応要員について、各部において割当に応じて在宅勤務の職員を充てる。(管理職応相談)
そのうち、転送要員は広報秘書課前の電話機前に待機して、コールセンターからの転送対応を行う。
転送要員のフォローは、必要に応じて本部事務局が行う。
- (4) 統括支援要員について、地域福祉課職員1人以上を配置する。

3 各部割当 ※各部の人数は一般職の職員数を指す。(任期付職員、会計年度任用職員を除く。)

時 間	1 (土)	2 (木)	3 (金)	4 (金)
午前 (8:45~13:00)		管理職5人※ (転送要員なし)	市民部4人 (うち転送要員1人) 環境部2人	子ども家庭部2人 都市整備部4人 (うち転送要員1人)
午後 (13:00~17:15)	企画財政部3人 (うち転送要員1人) 総務部3人		環境部2人 福祉保健部4人 (うち転送要員1人)	学校教育部2人 生涯学習部3人 議会事務局1人 (転送要員)
電話対応要員	6人	5人	12人	12人
統括支援要員	地域福祉課2人 本部事務局1人	地域福祉課長 福祉保健部長	地域福祉課 1人	地域福祉課 1人

4 管理職対応の内訳

- (1) 電話対応要員 行政経営担当課長、健康課長、総務部・環境部・学校教育部から管理職1人ずつ。
- (2) 統括支援要員 地域福祉課長、福祉保健部長

※休日開庁があるため、市民部とフロアマネージャを当日出している都市整備部及び子ども家庭部を除外し、組織順

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 3 0 日

(宛先) 新型インフルエンザ等対策本部長

部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る
特別定額給付金等の応援派遣について (回答)

令和 2 年 4 月 3 0 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る特別定額
給付金等の応援派遣について (依頼)」について、下記のとおり回答し
ます。

記

- 1 特別定額給付金支給業務又は市内事業者支援業務

所属 氏名

(備考) 途中交代等があればご記入ください。

- 2 特別定額給付金コールセンター電話対応業務 (地域福祉課地域福祉係)

日時	所属	氏名

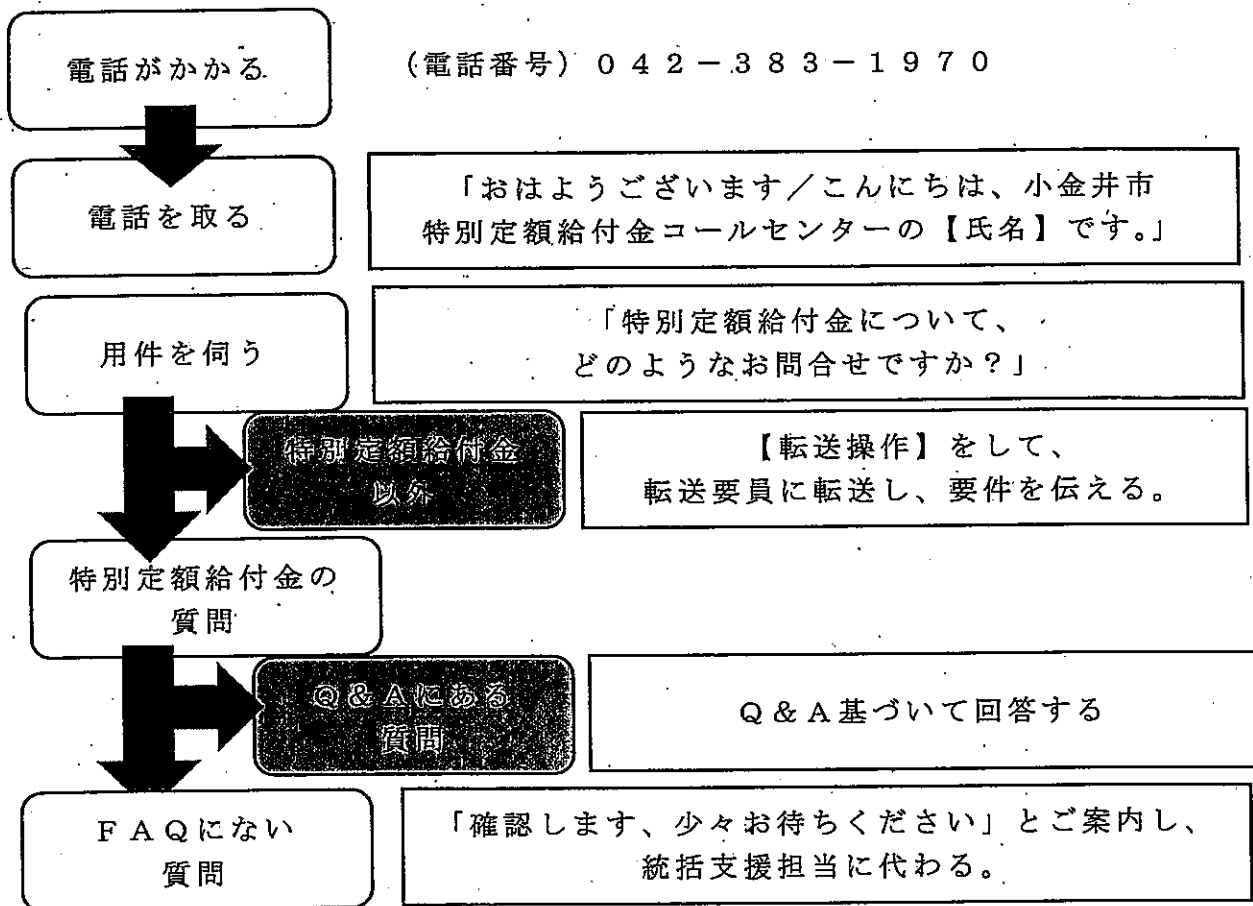
※ 別紙「特別定額給付金コールセンター配置基準」を参照のこと。
各部 3 ～ 4 名。加えて、5 / 2 分として、総務部・環境部・学
校教育部から管理職 1 名

特別定額給付金コールセンター
電話対応要員マニュアル

○基本的な流れ

- (1) 8:45～13:00又は13:00～17:15の間、従事する。
- (2) 掛かってきた電話を取り、「対応フロー」どおり対応する。
- (3) 対応記録票に件数等を記録する。
- (4) 時間が来たら、対応記録票を仕上げて提出して、従事を終える。

○対応フロー（転送要員を除く）



○転送要員の対応

- (1) コールセンターから電話が転送されたら、電話対応要員から要件を聴く。
- (2) 一度、繋いだ上で「〇〇課にお繋ぎします」とご案内する。
- (3) 要件に応じた部署に用件を伝えた上で転送する。※必ず要件を伝えること！
事業者支援 → 経済課 (3121)、DV → 男女共同参画 (2304)
子育て世代給付金 → 子育て支援課 (3302)、保育園 → 保育課 (3341)
学童保育 → 児童青少年課 (3352) 学校 → 指導室 (3823)
- (4) 要件に応じた部署がすぐにわからない場合は、
「確認して担当部署から折り返させます」として連絡先を伺い、要件と連絡先を本部事務局に伝える。
(参考) コールセンター内線2892

**特別定額給付金コールセンター
対応記録票**

従事年月日	5 / 1 (金) 2 (土) 7 (木) 8 (金) ※該当するものに○を付けてください。				
従事時間	① 8 : 4 5 ~ 1 3 : 0 0 ② 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 ※該当するものに○を付けてください。				
対応件数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%; border: none;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center; border: none;">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none; padding: 5px;">※対応中に「正」の字で左の欄に記録し、 終了後に左の欄に人数を記入してください。</td> </tr> </table>		人	※対応中に「正」の字で左の欄に記録し、 終了後に左の欄に人数を記入してください。	
	人				
※対応中に「正」の字で左の欄に記録し、 終了後に左の欄に人数を記入してください。					
転送件数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%; border: none;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center; border: none;">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none; padding: 5px;">※対応中に「正」の字で左の欄に記録し、 終了後に左の欄に人数を記入してください。</td> </tr> </table>		人	※対応中に「正」の字で左の欄に記録し、 終了後に左の欄に人数を記入してください。	
	人				
※対応中に「正」の字で左の欄に記録し、 終了後に左の欄に人数を記入してください。					
FAQにない 問合せ内容 ※転送分を除く	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ● ● ● ● ● 				
その他 申し送り内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ● 				

令和2年4月30日
生涯学習部

【社会教育施設の臨時休館等の延長措置】

4月7日に国から東京都に緊急事態宣言が出されたことから、緊急事態宣言期間中を原則として臨時休館等の措置をしているところであるが、東京都の感染状況など現下の状況を鑑み引き続きの安全策を講じることが必要であり、市民の安全を確保することを第一に考えるとともに、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、市施設の臨時休館等の対応について、以下の対応とする。

施設名	期間	対応
図書館本館・別館、西之台会館 図書室 緑・東・貫井北分室	3月6日～5月6日 ⇒6月2日	全館休館。5/1から新ホームページ稼働（予約受付は当面中止）。返却ポストは利用可。
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	3月27日～5月10日 ⇒6月2日	休館
文化財センター	3月6日～5月7日 ⇒6月1日	休館
総合体育館	3月6日～5月10日 ⇒6月1日	窓口を除き利用中止 4/14以降は窓口の対応時間を短縮（9:00～17:00）し、毎週日曜日は休館
栗山公園健康運動センター	3月6日～5月10日 ⇒6月1日	GW中の5/4～5/6は電話対応のみ、5/7は通常休館
一中クラブハウス・テニスコート	3月2日～5月10日 ⇒6月1日	開放中止
南中学校テニスコート夜間開放	3月2日～5月10日 ⇒6月1日	開放中止
総合学院テクノスカレッジ体育館開放	5月は中止	開放中止
上水公園運動施設 （グラウンド・テニスコート）	3月27日～5月10日 ⇒6月1日	利用中止
市テニスコート場	3月27日～5月10日 ⇒6月1日	利用中止
清里山荘	4月8日～5月12日 ⇒6月2日	休館

校庭開放事業 （小学校9校）	3月26日～5月6日 ⇒5月31日	学校の臨時休校期間中は開放中止
-------------------	----------------------	-----------------

事 務 連 絡
令和2年4月 日

放課後子ども教室
コーディネーター 様

小金井市教育委員会生涯学習部
生涯学習課長 関 次郎
(公印省略)

学校臨時休校に伴う放課後子ども教室の中止の継続について

日頃より、皆様には大変お世話になっており、感謝申し上げます。

現在、放課後子ども教室については中止としているところですが、市立の小・中学校において、引き続き5月31日までの臨時休校が決定されたところです。

よって、放課後子ども教室についても、下記のとおり中止の措置を引き続いてさせていただきます。

現下の状況から判断させていただいたところですが、何卒ご理解賜りたくよろしくお願いたします。

記

○放課後子ども教室の中止期間・・・令和2年5月31日まで（臨時休校期間中）

【問い合わせ先】

小金井市教育委員会
生涯学習部生涯学習課生涯学習係 鈴木
電 話 042-387-9879
F A X 042-383-1133
E-mail k020199@koganei-shi.jp

コミュニティ文化課が所管する施設の臨時休館等（継続等）について

- 小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）：臨時休館の延長
- 集会施設：臨時休館の延長
- はけの森美術館：所蔵作品展を中止（以降、展示替えによる臨時休館）

施設名	臨時の対応をとる期間	通常の休館日
小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	3月18日～5月11日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長 (5月12日・19日は休館日)	2・3火曜
市民会館（萌え木ホール）	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	2・4火曜
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	2・4木曜
前原暫定集会施設	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	2・4月曜
婦人会館	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	2・4月曜
上之原会館	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	2・4月曜
前原町西之台会館	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	2・4水曜
桜町上水会館	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	2・4水曜
貫井北町集会所	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	水曜
貫井北町中之久保集会所	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	月曜
前原町丸山台集会所	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	月曜
貫井南町三楽集会所	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	水曜
東町友愛会館	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	月曜
中町桜並集会所	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	月曜
貫井北五集会所	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	月曜
中町天神前集会所	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	水曜
東町集会所（東センター内）	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒5月31日まで延長	1・3火曜
はけの森美術館	3月27日～5月10日（臨時休館） ⇒所蔵作品展（会期：3月22日～5月10日）を中止	月曜

令和 2年 4月24日

昭和病院企業団議会議員 殿

昭和病院企業団企業長兼

公立昭和病院長 上 西 紀 夫

公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症患者の対応等について（報告）

当院における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「本感染症」という。）患者に対する対応等につきまして、感染拡大の状況の変化等に対応して、当院が実施している現在の内容等につきまして、下記のとおりご報告いたします。

記

1 これまでの経過等

1月下旬 感染症科において本感染症患者の受け入れに対する検討を開始

2月上旬 新型コロナウイルス感染症対策会議（以下「対策会議」という。）の立ち上げ

本感染症疑い患者に対する外来での対応及び感染症病棟での対応方法等策定

その後、12回にわたる対策会議の開催、職員（主に医師）に対する説明会等の開催

- 対策会議で決定した、現在実施中の本感染症患者に対する診療方針、体制、問題点等については、次の2のとおりである。

2 本感染症患者に対する診療方針、体制及び問題点等

〈診療の基本方針〉

院内感染防止及び中等症から重症患者の治療

〈外来診療体制〉

- 病院玄関前ピロティーにテントによる発熱外来を設置（4月16日から運用）し、患者診察、検査（胸部X線撮影）、必要に応じてPCR検査を実施
- 対象は、地域（構成7市）のかかりつけ医からの紹介患者
- 検査結果の報告 陽性患者は、感染症科から連絡、保健所に届出
陰性患者は、注意事項、会計等を含めた連絡

〈入院診療体制〉

- 感染症病棟（6床）で、「帰国者・接触者外来」（非公表）として感染疑い患者の検査及び陽性患者（中等症）の受け入れ、治療（保健所からの依頼を含む。）
- 北館3階病棟（一般病棟全43床を段階的に拡大使用し現在28床で運用）で、陽性患者の受け入れ、治療、経過観察
（陰性になった患者は、退院し、その後2週間の自宅待機を要請）

〈入院のうち重症者対応〉

- 肺炎を有する中等症から重症に至る救急患者（2次から3次救急患者）は、感染拡大防止のため別途個室での受け入れ
（他圏域からの患者は、原則受け入れ不可）

〈問題点等〉

- 診療材料の不足（N95 マスク、ゴーグル、防護服等）
- PCR検査可能件数の制限（20件/日程度）
- 重症患者対応可能な個室病床の不足（現在最大5床）

3 その他

- (1) 当院は、第二種感染症指定医療機関である。この圏域には、他に3つの感染症連携医療機関及び複数の感染症入院医療機関がある。
- (2) 当院では医師の判断によりPCR検査の検体採取は行うが、検査は外部の検査機関に依頼している。
- (3) 区部保健所からの入院依頼もあり、現時点では、区部と比較しこの圏域の発生数はやや少ない。
- (4) 当院退院後の軽症者のホテルでの療養については、現時点では実施されていない。
- (5) 一旦陰性になった患者が、再び陽性になり再入院となる症例は、現時点では当院で確認されていない。

問合せ先

公立昭和病院事務局総務課

電話042(461)0052

総務課長野口（内線8869）

事務局長森下（内線8061）

令和2年4月30日

小金井市長 西岡真一郎 殿
小金井市教育長 大熊 雅士 殿

小金井市議会公明党

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望 第三弾
「臨時休業に伴う就学援助認定世帯に対する給食費支給について」

市立小中学校は3月2日から臨時休業となり、給食もなくなって間もなく2か月になります。就学援助認定世帯においては、臨時休業に伴い昼食を自宅で用意する必要があり、給食であれば通常は発生しない経済的負担が重くなっております。

文部科学省は3月31日の通達により「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中においては、地方自治体が、例外的に学校給食が実施されたこととみなすなどし、要保護者に学校給食費相当額を支給する場合、要保護児童生徒援助費補助金（学校給食費）を補助対象経費として計上して差し支えない。」としており「地方自治体で独自に実施されている準要保護者に対する就学援助についても、給食停止により執行されなかった財源等を活用し昼食費支援を行う等の取り組みが行われている自治体がある」と紹介し、生活困窮世帯への昼食費対応についても後押しをしているものです。

小金井市内においても就学援助認定世帯の保護者については、非正規等の立場で雇用されているケースも多く、新型コロナウイルス感染症対策により、更に厳しい生活状況であることが想定されております。実際、多くの市民から切実な声が寄せられていることから、以下の対応について要望します。

記

1. 就学援助認定世帯（要保護世帯）について、本来学校で給食を提供されている給食費相当の費用を保護者に対し早急に支給するとともに、4月以降休校が続く限り対応をおこなうこと。
2. 準要保護世帯についても、要保護世帯に準じた対応をおこなうこと。
3. 給食費の支給については、立替払いは負担となるため、月初めに前倒しで支給すること。

以上

令和2年4月30日

小金井市長 西岡真一郎 殿

小金井市議会公明党

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望 第四弾
「特別定額給付金の支給に伴う対応について」

新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛や休業によって仕事がなくなり、収入が大幅に減少するなど家計に深刻な影響を受けている人が少なくない。そこで、政府は、こうした人々の生活を広く支援するため、また、日本一丸となってこの国難を克服するという“連帯”の意義も込め、所得制限無しで1人当たり10万円の一律給付「特別定額給付金」を盛り込んだ補正予算（案）を閣議決定し、4月27日に国会へ提出。同予算案は、昨日の衆議院本会議において可決され、本日（30日）の参議院本会議で可決成立する見込みである。

今回の一律給付は、スピードを重視したものであることから、一刻も早く全市民へ行きわたるよう、また同時に、小金井市として時にかなった適切な施策展開となるよう以下提案する。

記

1. 特別定額給付金に関する問い合わせや相談に対応するため、総務省に設置されたコールセンターについて、公営掲示板、市報や市のホームページ、Twitter等で広報をおこなうこと。
2. 小金井市においても、専用の相談窓口を設置するほか、だれでも一目でわかり安心できるチラシを作成し、市のホームページで詳細な説明を掲載するとともに、専用のメールフォームを作成し、種々の問い合わせに対応すること。
3. 案内は多言語および「やさしい日本語」に配慮したものにする。更に、チラシについては、公営掲示板の他、スーパー・郵便局・金融機関などの協力を得て、インターネット環境が無い方にも確実に届くようにすること。
4. 国から市への補助金を待たず、基金を取り崩し、一日も早い支給をする事を求める。また、その為に申請書の送付手続きの前倒しを求める。

（※報道によると、千葉県市川市では、新たに担当部署を作り、4月27日から市のウェブサイト申請に必要な書類をダウンロードできるようにしたほか、市の基金で一時的に立て替えて、早ければ5月15日ごろに振り込みを始める準備をしている。）

5. 深刻な影響を受けた地域の商店の支援策として、小金井市商工会と連携して、市内商店で使える、プレミアム分として市の独自財源で「20%」加えた「地域商品券」を発行すること。
6. マイナンバーカードの申請件数が急増し、窓口の混雑による密集状態が懸念される。カードの発行には申請から1カ月程度かかるため、給付が早まらないことなど、市民に広く周知徹底すること。
7. 住民登録されていない無戸籍者や、DV被害者への配慮が国会でも審議された。小金井市においても漏れの無いよう丁寧な対応をおこなうこと。
8. 給付金の支給に関連して、個人情報や通帳・キャッシュカード、暗証番号に関する詐欺が頻発している。市民に対し、十分注意喚起をおこなうこと。

以上

令和2年5月1日

特別定額給付金(仮称)についてQ&A

【よくあるご質問】

問1 給付金の対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。

◆ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うこととされました。

◆ 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することとしています。

問2 子どもにも給付されますか。

◆ 年齢を問わず、子どもにも給付します。

例えば、世帯主、配偶者、子ども2人の4人家族の場合は40万円を世帯主に給付します。

問3 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか。

◆ 収入による条件はありません。

◆ 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。

◆ なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しません。

問4 外国人も対象になりますか。

◆ 3か月を超える在留期間が決定された外国人の方で住民基本台帳に記載されている方も対象になります。

問5 自分で手続をすることが困難な場合はどうしたらよいですか。

◆ ご自身で手続することが困難な高齢の方や障害をお持ちの方は、後见人などによる代理申請を認めています。

詳細は、別記「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」をご覧ください。

問6 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

◆ 申請者の事務負担及び感染症拡大防止に留意し、申請手続きを極力簡便なものとしめます。

- ◆ 申請方法は、市から受給権者（世帯主）あてに郵送された申請書類を返送する方式（郵送申請方式）又はマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式（オンライン申請方式）が基本です。

問7 給付金の申請手続きはいつ頃から始まりますか。

- ◆ 【郵送申請方式】
申請書が皆さまのお手元に届く5月下旬（日程が決まり次第お知らせします。）からとなる予定です。
- ◆ 【インターネット（オンライン）申請方式】
マイナンバーカード（顔写真付き）を使った電子申請は5月上旬（日程が決まり次第お知らせします。）から先行して始まる予定です。

問8 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

- ◆ それぞれの申請方式により以下の書類が必要となります。

【郵送申請方式】

- ① 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証等の写し
- ② 振込先口座確認書類
金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、
インターネットバンキングの画面の写し

【インターネット（オンライン）申請方式】

振込先口座確認書類

（注）「マイナポータル」というウェブサイト上で振込口座情報を入力し、

通帳の写真など振込口座を確認できるデータを添付して申請します。
マイナンバーカードを利用した電子署名で本人確認を行いますので、
この電子申請では本人確認資料（運転免許証等）の添付は不要です。

問9 通帳のコピーや本人確認書類（運転免許証等）のコピーが自宅で準備できない場合は？

- ◆ お近くのコンビニエンスストア等をご利用ください。（有料）

問10 申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

- ◆ 郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となる予定です。

問11 給付金はいつ頃、受け取ることが出来ますか。

- ◆ 申請受理したものは、5月上旬（日程が決まり次第お知らせします。）から指定の口座へ振込み予定です。

問12 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

- ◆ 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

【詐欺について】

※ 特別定額給付金受給者の受給権者を狙った詐欺（さぎ）が考えられます。ご注意ください。

◆ 受給権者（世帯主）名義の銀行口座への振込みとなります。

銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、市役所等の窓口で給付を行います。

問13 受け取りを希望しないことはできますか。

◆ 給付を希望しない場合、申請書の給付対象者の右側チェック欄に×印を付けて返送してください。給付しなかったお金は国の財源として残ります。

（注）給付を希望する場合は、×印を付けないでください。

問14 市役所を名乗る人から「手書き申請の記入内容が間違っています。電話で確認したいので、氏名と住所と口座番号を教えてください。」と言われました。

◆ 詐欺（さぎ）の可能性がありますが、市役所がそのような話をするのは絶対にありません。警察にご連絡ください。

問15 市役所を名乗る人から「手書き申請をあなたの代わりに行います。氏名と住所と口座番号を教えてください。」と言われました。

◆ 詐欺（さぎ）の可能性がありますが、市役所がそのような話をするのは絶対にありません。警察にご連絡ください。

問16 市役所を名乗る人から「「手書き申請」の申請書を送ります。氏名と住所を教えてください。」と言われました。

◆ 詐欺（さぎ）の可能性がありますが、市役所がそのような話をするのは絶対にありません。警察にご連絡ください。

問17 市役所を名乗る人から「特別定額給付金を申請するためにクレジットカードが必要となりますので預かります。」と言われました。

- ◆ 詐欺(さぎ)の可能性があります。市役所がそのような話をすることは絶対にありません。警察にご連絡ください。

(その他) 転出入届に係る具体的事例について

- ◆ 別紙「特別定額給付金の給付対象者リストの作成に当たっての留意点」(給付対象者と基準日の関係)に記載されている具体的事例のとおりであるが、事例ごとに個別の判断が必要となるため、特に市からの申請書送付前の電話等の問い合わせに対しては、「基準日(令和2年4月27日)において、小金井市の住民基本台帳に登録されている方が対象となり、○月○日頃に申請書を発送する予定なので、もうしばらくお待ちください。」などと答える。

特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について

代理申請・受給が可能な方の範囲

- 1 令和2年4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者
 - 2 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人等)
 - 3 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で、市区町村が特に認める方
- 申請・受給対象者本人による申請・受給が困難な場合で、かつ、代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理として、例えば、下記のような場合が想定されます。

(1) 単身世帯で寝たきりの方や認知症の方など

民生委員、自治会長、親族その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている方について、当該者による代理申請・受給が適当であると認められる場合には、当該者による代理が可能です。

この場合、本人と代理人との関係を説明する書類や、民生委員であることを証する書類の提示・写しの添付、その他寝たきりの方や認知症の方などのためになすものであることが分かる書類を確認させていただきます。

(2) 老人福祉施設、児童養護施設・乳児院等及び知的・精神障害者施設に入所している方

施設の職員による代理が可能です。

この場合、当該代理が、施設の職員が施設入所者のためになすものであることを確認させていただきます。

(3) 里親制度を利用している里子で、里親の住所地に単身世帯として住民登録されている方

里親による代理が可能です。

この場合、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提

示をいただき、当該代理が、里親が里子のためになすものであることを確認させていただきます。

(4) 配偶者からの暴力を受けているDV被害者

民間支援団体による代理が可能です。

この場合、本人と代理人との関係を説明する書類や、民間支援団体の職員であることを証する書類の提示・写しの添付等、当該代理が、DV被害者のためになすものであることを確認させていただきます。

(5) 留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者

当該未決拘禁者は、弁護士による代理が可能です。

この場合、本人と代理人との関係を証する書類の提示をいただき、当該代理が、未決拘禁者のためになすものであることを確認させていただきます。

代理人の本人確認及び本人による代理申請を行う方の代理関係の確認

代理人が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状(申請書の委任欄への記載を含みます。)の提出が必要です。代理関係を確認できない場合は、代理申請はお受けできません。

事務連絡
令和2年4月30日

市立小・中学校長 様

小金井市教育委員会学校教育部
指導室長 浜田 真二
(公印省略)

小金井市立小・中学校の臨時休校について

国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、小金井市では市立小・中学校を5月6日まで臨時休校といたしました。これまでの間、市立小・中学校における臨時休校へのご対応に感謝申し上げます。

4月7日に政府より発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言において、東京都は対象地域として指定されましたが、全国的な感染拡大の状況から、4月16日に対象地域が全都道府県に拡大されました。緊急事態宣言の期間は5月6日までとされていますが、政府の専門家会議においても、学校の再開時期を慎重に見極める必要があるという見解が示されています。感染拡大の状況は予断を許さない事態となっており、小金井市教育委員会としましては、小金井市医師会とも協議し、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に考え、5月7日以降も臨時休校とすることにいたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校において下記のとおり対応するよう、お願いします。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止

2 臨時休校期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

※今後の状況により、学校再開が早まることもあり得る。

3 連絡日

- (1) 学校からのお知らせ等の配布、学校への提出物の回収、休校中の課題の連絡や取組状況の確認を行うために、連絡日を設定する。回数は週2回までとする。
- (2) 連絡日には一斉指導を行うのではなく、短時間で個別に対応することを基本とする。時間に幅をもたせる、時間をできる限り細かく区切る、教室だけでなく特別教室なども含めて多くの場所を使用するなど、10人以下とし、一度に多くの児童・生徒が集まらないよう工夫する。
- (3) 学習・生活面等において配慮を要する児童・生徒に対しては、必要に応じて、保護者の了解を得た上で個別に登校させる、または電話等による学習指導及び相談等を行う。
- (4) 5月分の「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」を配布する。必要に応じて「心と体のチェックリスト」を児童・生徒に再配布し、家庭で取り組み、結果を見て心配な保護者には、学校に相談するよう伝える。

- (5) 必要に応じて、スクールカウンセラーや教育相談所とも連携して相談活動にあたり、児童・生徒の心のケアに努める。家庭環境に心配がある場合は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携しながら必要な支援を行う。
- (6) 連絡日は、児童・生徒ではなく、保護者による来校でもよいこととする。
- (7) 連絡日に登校しなかった家庭には、連絡事項を電話連絡等で伝える、配布物等を家庭に届ける、または連絡日以外の日に取りに来てもらう等の対応を行い、全ての家庭に確実に連絡事項を伝え、配布物等が届くよう、留意する。
- (8) 臨時休校中の連絡日は、授業日としない。

4 学習課題

- (1) 臨時休校が長期化し、学習の遅れや学力の低下を心配する声が寄せられていることを踏まえ、復習中心ではなく、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等を活用した学習課題を提示する。
- (2) 学校の再開後を見据え、規則正しい生活習慣を身に付けるため、学習計画表などを活用し、計画性のある学習課題を提示するよう工夫する。
- (3) 学習課題を提示した後に教員が児童・生徒の学習状況を把握することで、学習の遅れや学力の低下を防ぐための学習の支援を行うことができることを踏まえ、ICTを最大限活用する。緊急事態であることを鑑みて、家庭環境やセキュリティに留意しながら、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向けて、あらゆる工夫を行う。その上で、ネット環境が整わない家庭については、学校と相談する。

5 その他

- (1) 児童・生徒が感染した場合、及び同居する家族が感染するなど児童・生徒が濃厚接触者となった場合、速やかに学校に連絡するよう、保護者に依頼する。学校は連絡を受けた場合、及び教職員が感染または濃厚接触者となった場合、速やかに小金井市教育委員会学校教育部学務課保健給食係に報告する。
- (2) 給食の再開については、学校再開決定後に順次開始する。
- (3) 1学期開催予定の運動会については、延期または中止とする。延期して実施する際は、学校判断により、感染防止の観点からも内容等を工夫して実施する。
- (4) 小学校の海の移動教室、林間学校については、中止とする。
- (5) 保護者会や学校公開については、学校再開後も、当面の間は実施しない。
- (6) 部活動は実施しない。
- (7) 学童保育所の運営時間及び利用できる者並びに利用手続きについては、児童青少年課から、保護者に対して、市ホームページで示す。学校ごとに児童の連絡日が異なるため、学校と学童保育所が連絡・調整を図って対応する。
- (8) 適応指導教室「もくせい教室」も臨時休校期間中は休室する。
- (9) 今後の状況により、変更もあり得る。

【 担 当 】

指導主事 西 尾 崇
電 話 0 4 2(3 8 7)9 8 7 7
ファクシミリ 0 4 2(3 8 3)1 1 3 3

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が全国的な広がりを見せる中、全国に緊急事態宣言が発令されました。依然、都内における新型コロナウイルス感染症の終息に至っていないところであり、小金井市においても感染者が確認されているところです。

市ではこれまで5月7日（木）以降の学校の再開について検討を行ってまいりましたが、このような状況では、子供たちの健康と命、健やかな成長と未来を守ることが困難と判断し、小金井市医師会とも相談し、臨時休校を5月31日（日）まで延長することといたしました。また、状況の改善等に応じて適時判断することにいたしました。

臨時休校期間の延長に伴い、保護者の皆様には更なるご協力をお願いすることになりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

学校、教育委員会としましては、休校が長期になることから、これまで以上に学校と子どもたちと情報交換を密にできるように、子供たちのロッカーや下駄箱等を活用して、健康観察・課題の配布、回収等を積極的に行い、学校再開時の授業を効率的に行えるようにしてまいります。

引き続きご家庭でも様々な情報を収集し、家庭での学習や運動等に子供たちが積極的にかかわれるようにご配慮をお願いいたします。また、公園等で子供たちが密なかかわりをしている等の情報が寄せられています。今、どのように過ごすことが大切かしっかりと話しをするとともに、自分の子供だけでなく他の子供にも、3つの密を避けるように声掛けをお願いいたします。

これまでもお願いしていきたくてありますが、改めて次のことについてご理解ご協力をお願いいたします。

1 臨時休校への理解

- ・今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染症への感染予防のために実施されます。感染を防ぐためには、自宅で過ごすことが一番です。
- ・不要不急の外出を避け、自宅で過ごすことを心がけてください。

2 体調管理

- ・朝晩体温を計測し、記録することによって体調の管理をしっかりと行ってください。
- ・手洗いを丁寧に、十分な睡眠をとるようにしてください。

3 家庭での学習

- ・臨時休校が長期化しているため、学校再開時の授業が効率的に行えるように課題の提示を行うとともに、電話やメール等のICT機器の積極的な活用を行うことにしますので、家庭においても計画的に学習に取り組めるようにします。
- ・小金井市や各学校のホームページに掲載している学習教材なども活用してください。

4 感染症に対する理解

- ・感染症に対する正しい知識や感染症を防ぐための取組、感染症を理由としたいじめや偏見の防止等についてご家庭で十分に話し合ってください。

5 子供たちの心のケア

- ・臨時休校が長く続いている子供たちに対して、不安を解消できるよう、気持ちに寄り添った対応を心がけてあげてください。

保護者の皆様におかれましては、子供たちが、現在の不安な状態が少しでも早く解消することができるように、ご協力ください。また、保護者の皆様におかれましても、さまざまな相談機関等をご活用いただき、あまり無理をなさらず、ご自愛いただきますよう、お願いいたします。

令和2年4月30日 小金井市長

西岡 真一郎

小金井市教育委員会教育長 大熊 雅士

令和2年4月30日
小金井市教育委員会

保護者の皆様

小金井市立小・中学校の臨時休校の延長について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会は、国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校を5月6日まで臨時休校といたしました。これまでの間、保護者の皆様の臨時休校へのご対応に感謝申し上げます。

4月7日に政府より発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言において、東京都は対象地域として指定されましたが、全国的な感染拡大の状況から、4月16日に対象地域が全都道府県に拡大されました。緊急事態宣言の期間は5月6日までとされていますが、政府の専門家会議においても、学校の再開時期を慎重に見極める必要があるという見解が示されています。感染拡大の状況は予断を許さない事態となっており、小金井市教育委員会としましては、小金井市医師会とも協議し、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校において下記のとおり対応することとなりました。ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止

2 臨時休校期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

※今後の状況により、学校再開が早まることもあり得ます。

3 連絡日

- (1) 学校からのお知らせ等の配布、学校への提出物の回収、休校中の課題の連絡や取組状況の確認を行うために、連絡日を設定します。
- (2) 連絡日には一斉指導を行うのではなく、短時間で個別に対応することを基本とします。一度に多くの児童・生徒が集まらないよう工夫します。
- (3) 学習・生活面等において心配がある場合は、必要に応じて、個別の登校や電話等による相談を行うことができます。お子様の様子について心配なことがありましたら、学校の先生やスクールカウンセラーにご相談ください。
- (4) 引き続き、「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」への記入をお願いします。必要に応じて「心と体のチェックリスト」に家庭で取り組み、結果を見て心配な保護者は、学校に相談することもできます。

- (5) 連絡日は、児童・生徒ではなく、保護者による来校でも構いません。
- (6) 連絡日に登校しなかった場合、連絡事項は、電話連絡等でお伝えします。また、配布物は、学校の先生やスクールソーシャルワーカーが届けたり、連絡日以外の日に学校に取りに来ていただいたりすることもできます。
- (7) 臨時休校中の連絡日は、授業日ではありませんので、登校しない場合も欠席とはなりません。

4 学習課題

- (1) 臨時休校が長期化し、学習の遅れや学力の低下を心配する声が寄せられています。学校からは、復習だけではなく、新年度に配布した教科書等を活用した学習課題も提示していきます。
- (2) 規則正しい生活習慣を身に付けるため、学校からは、学習に計画的に取り組めるような学習課題を提示していきます。
- (3) 学校が児童・生徒の学習状況を把握することで、学習の遅れや学力の低下を防ぐための学習の支援を行うことができます。そのために、緊急事態であることを鑑みて、ご家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等、ICT機器の活用を考えています。詳細は、学校から連絡します。

5 その他

- (1) お子様が感染した場合、及び同居する家族が感染するなど児童・生徒が濃厚接触者となった場合、速やかに学校に連絡してください。
- (2) 給食の再開については、学校再開決定後に順次開始していきます。
- (3) 1学期開催予定の運動会については、延期または中止とします。延期して実施する際は、学校判断により、感染防止の観点からも内容等を工夫して実施することになります。
- (4) 小学校の海の移動教室、林間学校については、中止となります。
- (5) 保護者会や学校公開については、学校再開後も、当面の間は実施しません。
- (6) 中学校の部活動は実施しません。
- (7) 学童保育所の運営時間及び利用できる者並びに利用手続きについては、市ホームページでお示しします。学校ごとに児童の連絡日が異なるため、学校と学童保育所が連絡・調整を図って対応します。
- (8) 適応指導教室「もくせい教室」も臨時休校期間中は休室します。
- (9) 今後の状況により、変更もあり得ます。

事務連絡
令和2年4月30日

市立小・中学校長様

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休校に関連した
子どもの居場所の確保について(通知)

このことについて、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童を対象に、下記のとおり、学校での受け入れをお願いします。

記

- 1 目的 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保する。
- 2 対応期間 臨時休校期間
- 3 対象者 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童
※「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」をもとに健康観察を行い、健康面に問題がなく、保護者印を押して記録表を持参した児童
- 4 受入決定 保護者から在籍する学校に連絡帳等に事情を記入して申し出を行い、参加予定日の確認をし、校長の許可により受け入れる。
- 5 受入時間 午前8時30分から午前11時30分まで(1校時から3校時まで)
※途中の時間からの受入は行わない
- 6 内容 教室での自習等

【 担 当 】

指導主事 西尾 崇
電 話 042(387)9877
F A X 042(383)1133

事務連絡
令和2年4月30日

市立小・中学校長 様

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休校に関連した
子どもの居場所の確保について (通知)

このことについて、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童を対象に、下記のとおり、学校での受け入れをお願いします。

記

- 1 目的 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保する。
- 2 対応期間 臨時休校期間
- 3 対象者 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童
※「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」をもとに健康観察を行い、健康面に問題がなく、保護者印を押して記録表を持参した児童
- 4 受入決定 保護者から在籍する学校に連絡帳等に事情を記入して申し出を行い、参加予定日の確認をし、校長の許可により受け入れる。
- 5 受入時間 午前8時30分から午前11時30分まで (1校時から3校時まで)
※途中の時間からの受入は行わない
- 6 内容 教室での自習等

【 担 当 】

指導主事 西 尾 崇
電 話 042 (387) 9877
F A X 042 (383) 1133

令和2年4月30日
小金井市教育委員会

保護者の皆様

学童保育を利用していない小学校第1学年から第3学年児童の居場所の確保について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、5月7日（木）以降も引き続き、市立小・中学校を臨時休校とすることとしました。このたび、学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童に対する支援が必要との判断から、下記の通り、小学校において対応を行うこととしました。

ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 目的 保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童の居場所を確保する。
- 2 対応期間 令和2年5月7日（木）から5月29日（金）まで
※土日祝日を除きます。
※学校再開が早まった場合は、終了になります。
- 3 対象者 学童保育を利用していない児童のうち、保護者の仕事や保護者の病気やケガによる入院・通院等、やむを得ない事情があり、一人で留守番をすることが困難な小学校第1学年から第3学年の児童
- 4 受入決定 保護者から在籍する学校に連絡帳等に事情を記入して申し出を行い、参加予定日の確認をし、校長の許可により受入を行います。
- 5 受入時間 午前8時30分から午前11時30分まで
※途中の時間からの受入は行いません。
- 6 内容 教室での自習等
- 7 その他 「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」をもとに健康観察を行い、健康面に問題がなければ保護者印を押して、記録表を持参して登校してください。

令和2年4月28日

市内保育施設等利用の保護者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎

緊急事態宣言後の市内保育施設等における保育の提供の縮小について (第2報)

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大を受け、小金井市では令和2年4月10日付け「緊急事態宣言後の市内認可保育施設等における保育の提供の縮小について」にて、保護者の皆様に登園の自粛を強く要請をさせていただいたところです。

小金井市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、上記の要請期間を、下記のとおり**令和2年5月31日**まで延長することと決定いたしましたのでお知らせします。

これに伴い、5月7日から5月31日の期間に保育の利用を希望される場合は、所定の書類を事前に園へ提出することとしましたので、ご注意ください。

保護者の皆様には、児童及び保育士等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 期 間 令和2年5月31日（日）まで延長します。

2 対 象 全ての世帯を登園自粛要請の対象とします。

ただし、次の①又は②のいずれかに該当する世帯については、保護者がその理由を在籍している保育施設に申請することで、保育を継続して行います。

① 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに世帯全員（成人）が従事しているなど、仕事を休むことが困難な場合

② ①以外の理由によるやむを得ない事情で家庭で保育ができない場合

※ 保育を希望する場合は、「登園自粛期間における保育の利用申請書」又は「園指定の書類」を在籍している保育施設に提出し、保育を利用するための確認を受けてください。

※ 期間については、今後の社会情勢等により変更する場合があります。

※ 上記に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登園を控えていただくようお願いいたします。

また、発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登園を控えていただくようお願いいたします。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

登園自粛期間における保育の利用申請書

(宛先) 保育施設長

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 申請者 (保護者) _____
 住所 _____
 電話番号 _____

緊急事態宣言後においても、家庭での保育が困難なため、次の理由で保育施設の利用を申請します。

1 申請理由 (当てはまる項目の□にチェックしてください。)

<input type="checkbox"/>	医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに世帯全員 (成人) が従事しているなど、仕事を休むことが困難な場合
<input type="checkbox"/>	やむを得ない事情で家庭で保育ができない場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 理由記入欄 </div> <p>(例) 障がいや疾病、介護要件での認定を受けており、現にその症状・状況で自宅において児童の保育をどうしても行えない場合など</p>

2 利用希望児童

氏名	クラス年齢

3 利用希望日

利用を希望する日の「利用希望」欄に○を記入し、利用時間を記入してください。

利用希望	日にち	利用時間	利用希望	日にち	利用時間
	5月7日 (木)	: ~ :		5月20日 (水)	: ~ :
	5月8日 (金)	: ~ :		5月21日 (木)	: ~ :
	5月9日 (土)	: ~ :		5月22日 (金)	: ~ :
	5月11日 (月)	: ~ :		5月23日 (土)	: ~ :
	5月12日 (火)	: ~ :		5月25日 (月)	: ~ :
	5月13日 (水)	: ~ :		5月26日 (火)	: ~ :
	5月14日 (木)	: ~ :		5月27日 (水)	: ~ :
	5月15日 (金)	: ~ :		5月28日 (木)	: ~ :
	5月16日 (土)	: ~ :		5月29日 (金)	: ~ :
	5月18日 (月)	: ~ :		5月30日 (土)	: ~ :
	5月19日 (火)	: ~ :			